

○志摩市情報公開条例

平成16年10月1日

条例第8号

改正 平成18年3月29日条例第17号

平成18年12月27日条例第58号

平成21年3月30日条例第6号

平成25年9月27日条例第42号

平成28年3月29日条例第15号

令和3年3月18日条例第1号

令和5年3月24日条例第5号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 公文書の開示(第5条—第15条の2)

第3章 雑則(第16条—第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、市政に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務遂行上作成し、又は取得した文書、図

画、写真、フィルム及び電磁的記録等(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

- (3) 開示請求者 公文書の開示を請求するもの、開示を請求しようとするもの又は開示を請求したものをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(開示請求者の責務)

第4条 開示請求者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の開示

(開示の請求)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

3 実施機関は、前項に規定する公文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。

(開示の請求手続)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲

げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所、又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

2 開示請求者は、実施機関が公文書の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示の請求に対する決定及び通知)

第7条 実施機関は、開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る公文書を開示する旨又は開示しない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、その期間を30日に限り延長することができる。この場合において、前項の規定にかかわらず、実施機関は、速やかに、当該延長の期間及び理由を開示請求者に書面により通知をしなければならない。

3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、当該決定の内容を書面により開示請求者に通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が、開示請求に係る公文書の全部の開示する旨であつて、開示請求書の提出があつた日に当該公文書を開示するときは、口頭により通知することができる。

4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部について開示をしない旨の決定(第10条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を実施機関が保有していないときを含む。)の通知をするときは、同項本文の書面に開示しない理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。

5 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示請求に係る公文書に実施機関以外の第三者の情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求書を受理した日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(公文書の開示義務)

第9条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することが

できないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)

であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事業又は事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(部分開示)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に第9条第2号の情報(特定の個人が識別され得るものに限る。)が記載されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第12条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(開示の実施)

第13条 公文書の開示は、実施機関が第7条第3項の規定による通知を行う際

指定する日時及び場所において行うものとする。

- 2 公文書の開示は、文書、図画又は写真については、閲覧又は写しの交付により、フィルムについては、視聴又は写しの交付により、電磁的記録については、視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行う。ただし、視聴又は閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用負担)

第14条 公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

- 2 第5条の規定により公文書の開示の請求をして、公文書(電磁的記録を除く。)の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 電磁的記録等の開示の請求をして、電磁的記録の開示を受けるものは、開示の実施に伴う費用を負担しなければならない。

(審査請求があつた場合の措置)

第15条 実施機関は、開示請求に対する決定又は開示請求に係る不作為について、審査請求があつたときは、当該審査請求が明らかに不適法であるときを除き、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて、志摩市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年志摩市条例第26号)第12条に規定する志摩市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第15条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない。

第3章 雑則

(公文書の目録の作成)

第16条 実施機関は、公文書の開示の用に供するため、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(情報提供施策の推進)

第17条 実施機関は、市民が市の行政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供に関する施策の推進に努めるものとする。

(制度の周知)

第18条 実施機関は、市民がこの条例を適正かつ有効に活用できるようにするため、この条例の目的、利用方法等について広く周知を図るよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第19条 市長は、毎年1回、各実施機関のこの条例に基づく事務の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(他の制度との調整)

第20条 実施機関は、法令、他の条例、規則、規程等(以下「法令等」という。)の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第13条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第13条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第43号)により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例は適用しない。

(指定管理者の情報公開)

第21条 実施機関から地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行うこととされた指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、その保有する情報であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの情報の開示に努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有する情報のうち、市が保有していないものについて開示請求があったときは、この条例の趣旨にのっとり、指定管理者に対して、当該情報の提供を求めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書及び合併前の浜島町、大王町、志摩町、阿児町及び磯部町から承継された公文書について適用する。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(任期の特例)

4 この条例の施行後最初に任命される審査会の委員の任期は、第15条第4項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

(適用)

5 この条例は、解散前の志摩広域消防組合から承継された公文書について

適用する。

(志摩広域消防組合の解散に伴う経過措置)

- 6 令和3年3月31日までに、解散前の志摩広域消防組合情報公開条例(平成21年志摩広域消防組合条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月29日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月27日条例第58号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の志摩市情報公開条例(平成16年志摩市条例第8号)によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の志摩市情報公開条例によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年9月27日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第15号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月18日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。